

第5回「(仮称) 市民公益活動推進のための基本指針」検討委員会議事録

I 日 時 平成18年9月11日(月) 午後5時から午後7時10分

II 場 所 市役所6階会議室

III 出席者

○検討委員 8名

荒木昭次郎委員・福島貴志委員・中島久美子委員・村山知之委員

安達由美委員・丸山鶴雄委員・森山弘子委員・鳥飼吉継委員

○事務局 市民協働課長以下職員4名

IV 議題内容

○前回の議論を振り返って

○協働の原則について

○協働の形態について

V 議事録

前回の議論を振り返って(市民活動団体の連携・協働について)

・市民活動団体と行政の関係については、行政に求めるものと同じく、市民活動団体に求められる点も挙げるべきでないか。

・市民活動団体と行政が関係を深める事で、どのような相乗効果が生まれるのかを議論すべきでないか。

・市民活動団体と行政との関係において、市民活動団体に求められるものを明確にすべきではないか。

・市民活動団体との協働について、行政はどう考えているのかを明確に出しておくべきではないか。

・前回の議論のまとめで、「行政の全市民に対する“高い”情報発信力が・・・」という表現をしてあるが、広報誌や地区座談会、ビデオなど、行政は色々な情報の活用手段を有しており、多様な立場の人への情報を届ける手段を有しているということを考えれば、“様々な”もしくは“幅広い”といった表現が適当ではないか。

・団体が活性化するためには、自分達の意識を高める必要がある。

・他の団体と協働・連携していくために、情報交換をしなければならないという様な意識を常に持っていなければならないと思う。

・各種団体のノウハウ、人的資源・知的資源・技術的資源などを情報として他の団体へ発信し、最終的には一般市民へも届くようにする事が、活動団体に求められることではないか。

・そのことにより、活動参加者の意識向上や、これから活動に参加しようとする人たちを活動に引きこみ、活動者の裾野の広げることにつながるのではないか。

・“市民に出来る事は市民に任せる”ではなく、“市民自体が自主的に動き、それに行政が支援していく”が適切ではないか。

・地縁ほど強いものではなく、薄いものもない。

市民が自主活動を始める上で、地縁は大事であるが、それだけでは成り立たず、外から（他団体から）栄養を注入してもらわないと、地縁は成長しない。

・行政は行政にしか出来ない分野に専念し、市民にできることは市民の主体性に任せるのが必要ではないか。

・市民の自主性・主体性を発揮してもらうことで、住民自治が高まる。

・自治性を高める為には、行政の様々な支援やルール作りと、住民の主体的な活動が必要である。それが市民活動団体の活性化につながっていく。

活動団体に求められていること

・地縁団体の場合、団体の長など特定の人への負担が大きく、役員へのなり手がいない。

・分担しあうことが重要。

個人でやることと、組織でやることを、上手く使い分けるために求められるのは何かを考えるべきではないか。

・各団体の長自らが一方的に頼みにいかないと仕事の振り分けが出来ないのが現状。

・自分は手伝わずに、誰かがやってくれるだろうと、他人任せの住民が多い。責任もって仕事をしてくれる人を見つけなければならない。

・その団体の活動は「いいこと」であり、「大事なこと」だということを周りの人たちにわかってもらい、自分たちもそのことを再確認しながら、活動しなければ活動は衰退していくのではないか。

・他者と連携・協働することにおける「つなぎ役」は「目標の共有化」ではないか。

・目標の共有化のためにミーティングを行ったり、それをまとめて情報の発信を行ったりする必要がある。

・どんな団体でも、ある目標に向って協力して達成する上で、「つなぎ役」は重要である。

・市民活動団体に求められるものは以下の3点ではないか。

1、ミッションをどう持ち、それをどう発信し、目標の共有化を図っているか。

2、会則があり、役割分担がなされた、きちんとした組織でないといけない。

3、開かれたものであり、透明性があるか。

協力・連携の相乗効果

・行政と市民活動団体が協力・連携した時の相乗効果として、どの様なことが期待できる

のか。

例えば、行政は活動団体の実態を知ることにより、新しい支援の方法に気付き、これまでのルールを変えなければならないことにも気付くことがあるのではないかな。

- ・子育てに関し、行政の施設を利用される母親は多いが、その施設で専門家の助言に対し過剰に心配し悩む母親の相談をよく受けたりする。

プロ（専門家）の発言の重み・怖さを感じた。

- ・自分たちは、地域の公民館等に母親としての先輩を交えての子育て支援をおこなっているが、行政のサービスと自分たちの活動が交われば、よりよいサービスの提供ができるのではないかなと思う。

- ・行政はいろんな情報発信源があるが、活動団体と一緒に活動することにより、皆がより参加しやすくなる様な情報発信の仕方等が作り出せるのではないかな。

- ・相乗効果として、実行性・浸透性の向上があげられるのではないかな。

そのことにより、活動がより幅広くなり、より参加しやすくなるなど、お互いにより方向に進んでいくのではないかな。

- ・行政の支援・補助は申請時にハードルが高くなっており、支援を申請する側の声も聞いてほしい。

- ・必要な分だけ支援を求める側と、一律的に支援を行う行政との間のギャップを埋めていくことも相乗効果の一つではないだろうか。

- ・先程、専門家の発言の重さ・怖さの話があったが、例えば、子どもの問題の時に専門家は、その子どものことを突き詰めて考え助言を行うが、その子どもの母親・父親など家族の気持ちまで考える専門性がない。

専門家と専門家の間を埋める必要もあるような気がする。

協働の原則について

- ・家庭・地域・行政と市民の“絆”は重要であるが、今までの国の政策で壊されてきたものである。

ただ、住民の生活の中には壊されていない絆もある。それを盛り上げていかなければならない。

- ・協働の原則において、市民活動団体と行政が共有する原則を作り出す必要がある。

- ・行政のみが持っていた原則に市民活動団体を当てはめると無理がある。

- ・活動団体が考えている原則を、行政はどこまで変えることができ、受け入れることができるかが重要である。

- ・中国に「求同尊（存）異」という諺がある。

求同尊異の原則とは、同じ目標を求める上で、異なった意見を尊重して、自分の主張の中に取り込むということである。

- ・「きょうどう」には、協同、共働、共同、協働があるが、4つとも目標達成の為に異なる

主体が協力する、という意味付けがある。

協同・・・経済活動関係に使われる事が多い。

共働・・・互いに稼いで、互いに買いたいものを買うといった、家庭生活上における経済的な意味付けがなされている。

共同・・・例えば、個人病院で、専門外の患者さんに対し、他の病院の専門医とのネットワークを活用するように、役割を目標に合わせて、ネットワーク化して対応すること。

協働・・・目標達成の為に、異なる主体の考え方、能力が協力して達成する、という幅広い社会的意味合い。

- ・英語では上記4つとも、c oで始まる。
 - c oで始まる単語の多くは、上下の関係ではなく、横の概念を意味する。
 - 対等性が協働の原則として位置付けられなければいけない。
- ・相手に隠し事をしない、透明性・公開性が必要。
- ・共通認識を深めるための相互理解。
- ・異なる主体が各自の自主性を尊重する。
- ・できないことは、お互いが補完する“補完性”が重要なキーワードになる。
 - 出来る範囲のことを、お互い出し合って、トータルの目標を達成する。
- ・原則を具体化したのが形態として表れる。
- ・自ら立つとは、経済的に自立すること。
- ・自ら律するとは、自らにルールを設け、守っていくこと。
- ・現代社会では、自給自足は不可能であり、他者のサービスに依存して生活しており、それは協働の社会で暮らしているということである。
- ・協働とは、一つの社会生活様式である。(ピーター・バーガー：アメリカの学者)
- ・行政は、活動団体に対し不平等な部分が必要ではないか。
 - 例えば、資金支援にしても市民活動団体のレベルに応じて金額を決めるなど、団体のレベルに応じた協働を示す姿勢が行政には必要ではないか。
- ・公園を建ててほしい等、市民は要望するだけでなく、自分たちできちんと公園を管理するなどの能力を身に着ける必要がある。
- ・全市民が管理能力を身につけるのは無理であり、出来る範囲で出来ることをすればいいのではないか。
- ・老人・子ども・サラリーマンそれぞれの立場での社会貢献を求める時、社会の実態を反映した協働が出来る原則が考えられないか？
- ・出来るところ、身近なところ、身の丈にあったところからでいいのではないか。
- ・原則的な部分は、大きなものごとで捉えがちになるが、仕事で忙しい人でも簡単に参加できる雰囲気が必要である。
- ・当校区に、保健所より、子育ての会と高齢者対象のサロンを立ち上げないかとの相談があった。

校区の役割として場（老人憩いの家）の提供を行って、行政主導で進められたが、今では校区住民が必要な時に行政を利用しながら、会の運営を行い、参加者も当初 3〜4 人だったのが、30 人を越えるまでになった。

住民と行政の協働のよい事例ではないかと思う。

協働の形態について

- ・補助金の話になると、地域を基盤にした団体と、地域を超えたテーマ型の団体での齟齬が発生する。
- ・協働の形態において、2 つ以上の異なる主体が、目標達成に力を合わせる共催が原則になる。
- ・事業協力とは、ある団体がイニシアティブを取るとき、他の団体が補完して支援すること。
- ・後援・協賛では、後援を入れる以上は協賛金など、若干の資金援助も出てくる。
- ・政策提案とは、行政の政策形成の限界を、市民活動団体の柔軟な発想での提案で補完すること。

この場合、ソフトな提案を行政はきちんと受け止める姿勢が大事である。

- ・情報提供・共有は、情報を利用・活用しやすいようにしてやる必要があること。
- ・委託については、自治会・町内会の役員に行政の業務を委託しているが、業務が多く、役員のなり手が少なくなっているという問題がある。

どういうことを委託するのか、委託を受ける側は、受託した場合の組織内での役割分担がきっちりできているかなどを考慮し、できる範囲での業務の委託・受託を考えるべきである。

今の様な、画一的・統一的な業務の委託のやり方ではダメである。

やり方を踏まえ、委託の在り方そのものを考えていく必要がある。

- ・行政イニシアティブの協働と活動団体イニシアティブの協働の 2 つがある。
- ・現時点では、活動団体の意識が低い、組織力が弱いなどの理由から、行政がイニシアティブを取りがちである。
- ・やりやすい形にする事で、行政が考えている以上の成果を上げられるので、団体の活動が見えるような協働の形態なり、領域を考えていく必要がある。
- ・行政の画一的・硬直的な考え方で、地方自治体、地域住民の生活を見殺した助成の事例を紹介する。

山形県西山町で、農村改良事業の一環として老人憩いの家を建設する際、高齢者と子どもと一緒に遊び、触れ合うことは、老人福祉につながるとの考えから、幼稚園・保育所と一緒にした幼老施設を建設した。

地元住民からは住民が利用しがいがあり、幅広い施策に結びつくものと評判が良かったが、建設にあたり、農水省を始め複数の省から補助金をもらっていたため、会計監査で、

補助金一部が返還の対象になった。

- ・ 血の通った、決め細やかな行政を行う場合、一括補助金で自由度の高いものにしなければならない。
- ・ 地方分権が進んでいる現在、地方自治体は住民を、国は地方自治体をもっと信頼しているのではないか。
- ・ 能力がなく、間違った補助金の使い方をしてきた活動団体も多かったのではないかな。
活動団体が能力をつけるためには、目標が明確で、公益性があるかなどを見極める必要がある。
- ・ 時限性とは、ある目標が達成したときに、次の目標に向っていくこと。
- ・ 皆の能力に違いがあって当たり前であり、目標に向って、それぞれが力を出せば良いのではないかな？
- ・ これまでの委託については、行政は金を出す側なので、言う事を聞けという部分があり、NPO側は、委託費を補助金として捉えていて、来年度以降の事業計画を立てていない場合があった。
- ・ 行政側もNPO側も枠に縛られ、協働という言葉はでていても一緒に行動出来なくなっている部分があった。
お互いにもっと楽な気持ちで取り組むべきではないかと思う。
- ・ 地域住民と行政職員と一緒に汗を流し、住民と行政が同じ目線でやりとりができるように、行政職員が地域の事業に参加する場合、職免を採り入れている自治体が最近でできている。
- ・ この指針の協働の中で、住民と行政が同じ目線でやりとりをする経験を推進する様な内容を書き込めないかと思う。
- ・ 事業の契約については、市民と行政が対等な立場で協定・協約にのっとって、対等に仕事を行うべきであり、「委託」といった言葉よりも「協定契約方式」といった形態にしたほうがよいのではないかな。

次回予定

9月29日（金）午後5時～ 市役所本庁6階会議室